四、經過報告

イ、第十一、第三回執行委員會ヨリ今日ニ至ル間ノ經過報告

米窪滿亮

ロ、上京委員内務省局トノ交渉顛末並其經過

五、芳川労働代表ノ挨拶

四月九、十ノ兩日東京全産聯主催ニ係ル送別會ニ於ケル内務大臣、鄉會長、北岡政府代表等ノ挨拶要旨並ソーシャル、ダンピング問題ニ就テノ概要ヲ述ブ

六、上提議案

一、ソーシャル、ダンピング問題ニ對スル態度決定

説明者　米窪　滿亮

別紙書記局案ヲ説明後松岡、西尾、川村、河野等ヨリ夫々意見ヲ述ヘ約二時間ニ亘リ慎重討議シタル結果書記局案ヲ採擇スルコト、シ更ニ書記局案本問題ノ末文具体的方法(イ)(ロ)ニ追加スルニ「労働組合法ヲ制定シテ労働者ノ團結權ヲ確保スルコト」ノ

財團法人協調會大阪支所

一項ヲ加ヘ労働代表ガ行ニ對シ右方法實現ノ爲メニ努力セシムルコトニ決定ス(各代表ニ對シテハ「日本商品ニ關稅ヲ下ゲヨ

尚右方策ヲ實現セシムル爲メ國内的ニハ右決定事項ヲ具体化セル文書ヲ發表スルト共ニ政府及資本家團体ト協議會ヲ開キ労働代表ニ訓電スルコトヲ期スルモ大体方針トシテ次ノ通リ決定ス

(1) 非公式ノ場合ノ態度ニヨリ政府資本家代表側ト交渉協力ヲ最善

日本商品ノ海外進出ハ直チニ「ソーシャル、ダンピング」ナリト解釋スルコト能ハザルモ假リニ之ヲソーシアル、ダンピングナリト看做スルモ又然ラズトスルモ日本商品ノ海外進出ハ單ニ爲替ノ關係バカリデナク日本ニ於ケル労働條件ノ劣惡ナルコトニ基因スルコト多キヲ以テ労働條件ノ劣惡ナル點ハ率直ニ之ヲ認メ而シテ此劣惡ナル労働條件ヲ改善スル爲メニ努力シテ來タガ之レニ酬ヒラレナカツタ事ハ周知ノ事實デアルカラ

財團法人協調會大阪支所